

行政改革委員会（米澤健一郎委員長）意見書

「真の議院内閣制確立のために」

—「国家公務員制度改革」に対する意見—

行 政改革委員会（米澤健一郎委員長）は2月26日、意見書「真の議院内閣制確立のために—『国家公務員制度改革』に対する意見」を発表した。

昨年、『国家公務員制度改革基本法』が成立し、国家公務員制

度の抜本改革に向けた第一歩が踏み出された。先般、国家公務員制度改革推進本部は、改革を推進するために、今後4年間の『公務員制度改革に係る「工程表」』と『国家公務員法等の一部改正の基本方向』を決定した。

経済同友会は、改革の実現を支援し続けていく所存である。議院内閣制の確立とともに、国家公務員が生き活きと働ける環境を整えるという観点から、法案に明記すべき内容として、以下の4点を中心に意見を表明する。

意見書の概略

I 国家戦略スタッフ（仮称）と政務スタッフ（仮称）について

国家戦略スタッフと政務スタッフを、政治任用の特別職として、速やかに設置する必要がある。そして、必要な権限を付与するとともに、ふさわしい能力を有する人材を、官民から集める制度とする必要がある。

II 幹部職員について

幹部職員の任用に関わる協議を形式的なものにせず、最終判断において内閣総理大臣が実質的な任免権を確保することで「事実上の政治任用」として運用し、内閣総理大臣と閣僚、そして幹部職員との間で一体性を確保しなければならない。

III 内閣人事・行政管理局（仮称）について

『公務員制度改革に係る「工程表」』では、評価・給与・定員・総人件費管理等の人事行政を一元的に所掌するのに必要不可欠な機能を、内閣人事・行政管理局（平成22年4月設置予定）に集約させることになっている。内閣人事・行政管理局は、官民から人材マネジメントのプロを集め、知恵を結集し、新たな制度の構築と運用を行う組織とすべきである。

IV 政官接触について

『公務員制度改革に係る「工程表」』には、政官接触について平成21年中にルールを策定を行う、と記されているが、少なくとも国家公務員が内閣の役職に就いていない国会議員と接触した場合には、その内容を記録し保管・管理する仕組みを構築するべきである。

今後のフォローアップと監視について

1. 国家公務員制度改革推進本部顧問会議の役割について

今回の『公務員制度改革に係る「工程表」』の提示に併せて、今後の顧問会議の「位置づけ」、「役割」、「機能」、「開催スケジュール（頻度）」などが明確にされることを求めたい。

2. 国会の役割について

国家公務員制度改革の進捗状況を監視するのは国会の役割でもある。国会は行政組織の肥大化を防ぐための監視能力を向上させなければならない。